

「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」要綱

第1 趣旨〔緊急是正法第1条関係〕

この法律は、衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院の小選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成に当たり、各小選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）の一部改正について定めるものとする。

第2 公職選挙法の一部改正〔緊急是正法第2条関係〕

1 衆議院議員の定数の削減

衆議院議員の定数を475人（改正前480人）とし、小選挙区選出議員を295人（改正前300人）とする。
（公職選挙法第4条第1項関係）

2 衆議院の小選挙区

衆議院の小選挙区は、別に法律で定める。
（公職選挙法第13条第1項関係）

第3 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正〔緊急是正法第3条関係〕

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「1人別枠方式」を廃止する。
（選挙区画定審議会法第3条第2項関係）

第4 今次の改定案の作成基準、勧告期限等の特例〔緊急是正法附則関係〕

1 衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）の行う今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数、別表で定める数とする。

2 審議会の行う今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によって行わなければならない。

① 各小選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満であること。

② 小選挙区の改定案の作成は、次に掲げる小選挙区についてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の人口の均衡を図り（イの小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ ①の都道府県の区域内の小選挙区

ロ 小選挙区の数が増加することとなる都道府県の区域内の小選挙区

ハ ①の基準に適合しない小選挙区

ニ ハの小選挙区を①の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

3 審議会の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の施行の日から6月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

4 政府は、今次の改定案に係る勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、法制上の措置を講ずるものとする。

第5 施行期日等〔緊急是正法附則関係〕

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第2（公職選挙法の一部改正）は、第2の2に規定する法律の施行の日から施行する。

2 その他所要の規定の整備を行う。

別表〔緊急是正法附則関係〕

（都道府県）小選挙区の数

北海道	1 2	石川県	3	岡山県	5
青森県	4	<u>福井県</u>	<u>2</u>	広島県	7
岩手県	4	<u>山梨県</u>	<u>2</u>	山口県	4
宮城県	6	長野県	5	<u>徳島県</u>	<u>2</u>
秋田県	3	岐阜県	5	香川県	3
山形県	3	静岡県	8	愛媛県	4
福島県	5	愛知県	1 5	<u>高知県</u>	<u>2</u>
茨城県	7	三重県	5	福岡県	1 1
栃木県	5	滋賀県	4	<u>佐賀県</u>	<u>2</u>
群馬県	5	京都府	6	長崎県	4
埼玉県	1 5	大阪府	1 9	熊本県	5
千葉県	1 3	兵庫県	1 2	大分県	3
東京都	2 5	奈良県	4	宮崎県	3
神奈川県	1 8	和歌山県	3	鹿児島県	5
新潟県	6	鳥取県	2	沖縄県	4
富山県	3	島根県	2		

（※下線を付した県は、改正前より各1減）

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）の一部改正について定めるものとする。

(公職選挙法の一部改正)

第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百八十人」を「四百七十五人」に、「三百人」を「二百九十五人」に改める。

第十三条第一項中「別表第一」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第二」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改める。

附則第八項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正)

第三条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同条の規定による改正後の公職選挙法（次条において「新公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（次条において「一部施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

第二条 新公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この条において「次回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆

議院議員の総選挙及び次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

(今次の改定案に関する特例)

第三条 第三条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。)第二条の規定による今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区(次項において単に「選挙区」という。)の数は、附則別表で定める数とする。

2 新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によって行わなければならない。

一 各選挙区の人口は、人口(官報で公示された平成二十二年の国勢調査の結果による確定した人口をいう。以下この項において同じ。)の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であつて、かつ、当該人口の二倍未満であること。

二 選挙区の改定案の作成は、第二条の規定による改正前の公職選挙法(以下この号において「旧公職選

挙法」という。)別表第一に掲げる選挙区のうち次に掲げるものについてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図り(イに掲げる選挙区の改定案の作成の場合に限る。)、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 前号の都道府県の区域内の選挙区

ロ 附則別表に掲げる都道府県の区域内の選挙区の数、旧公職選挙法別表第一における都道府県の区域内の選挙区の数より減少することとなる都道府県の区域内の選挙区

ハ 前号の基準に適合しない選挙区

二 ハに掲げる選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区

3 新選挙区画定審議会法第四条第一項の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の勧告は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

4 政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則別表（附則第三条関係）

都道府県

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数

北海道

十二

青森県

四

岩手県

四

宮城県

六

秋田県

三

山形県

三

福島県

五

茨城県

七

栃木県

五

群馬県

五

埼玉県

十五

三 愛 静 岐 長 山 福 石 富 新 神 東 千
重 知 岡 阜 野 梨 井 川 山 瀉 奈 京 葉
県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 川 都 県

五 十五 八 五 五 二 二 三 三 六 十八 二十五 十三

香 德 山 広 岡 島 鳥 和 奈 兵 大 京 滋
川 島 口 島 山 根 取 歌 良 庫 阪 都 賀
県 県 県 県 県 県 県 山 県 県 府 府 県

七

三 二 四 七 五 二 二 三 四 十二 十九 六 四

沖 鹿 宮 大 熊 長 佐 福 高 愛
繩 児 崎 分 本 崎 賀 岡 知 媛
県 島 県 県 県 県 県 県 県 県

四 五 三 三 五 四 二 十一 二 四

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律新旧対照表

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）〔第二条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（議員の定数）</p> <p>第四条 衆議院議員の定数は、<u>四百七十五人</u>とし、そのうち、<u>二百九十五人</u>を小選挙区選出議員、<u>百八十人</u>を比例代表選出議員とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（衆議院議員の選挙区）</p> <p>第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別に法律で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（議員の定数）</p> <p>第四条 衆議院議員の定数は、<u>四百八十人</u>とし、そのうち、<u>三百人</u>を小選挙区選出議員、<u>百八十人</u>を比例代表選出議員とする。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>（衆議院議員の選挙区）</p> <p>第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別表第一で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 別表第一に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。</p> <p>4 （同上）</p>

5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する法律で定める選挙区が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。

6 (略)

附則

(削除)

別表第一 削除

5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、別表第一が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。

6 (同上)

附則

8 別表第一中長野県木曾郡及び岐阜県中津川市の区域並びに別表

第二中長野県及び岐阜県の区域（地方自治法第七条第三項の規定により長野県木曾郡山科村を廃止し、及びその区域を岐阜県中津川市の区域に編入する都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更をする総務大臣の処分に係るものに限る。）については、第十三条第三項本文及び第五項の規定は、適用しない。

別表第一（第十三条関係）

(略)

二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）〔第三条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>（削る）</p>	<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。</p>